



いつもお世話になっております。事務所だよりの12月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 定率減税の廃止について

既に色々なところで耳にしている方も多いと思いますが、平成19年1月からついに定率減税が廃止されることになりました。

なおこの改正により平成19年1月から源泉徴収税額が変更されますので、平成19年1月分給与からは税務署より送付された新しい税額表で給与計算を行ってください。

この定率減税は所得税・住民税について幅広く実施されてきましたので、税負担はまた一段と増加する事になります。参考までに定率減税は下記のような制度でした。

### 定率減税の仕組み (所得税)

現在	改正後
所得税額の10%相当額 (最高12.5万円まで)	廃止のため0% (廃止のため0円)

### (住民税)

現在	改正後
住民税額の7.5%相当額 (最高2万円まで)	廃止のため0% (廃止のため0円)

単純に計算すると、平成17年で定率減税の最高額の控除を受けられていた方は下記のようにになります。

- (1) 平成18年の年末調整・確定申告で一部縮小により  
 所得税増加額 12.5万円  
 住民税増加額 2万円
- (2) 平成19年の年末調整・確定申告で全部廃止により  
 所得税増加額 12.5万円  
 住民税増加額 2万円

合計すると、29万円の税負担の増加になります。

今後の税制改正案では、大企業の国際競争力向上のための法人税の減税措置が多く見られ、その反面で中小企業や個人に負担が多くなる消費税の負担増がありそうだけに、まだまだ負担は増えそうです。

仮に消費税の税率が1%上昇すると、4人家族平均生活費が月額25万とされていますので、  
 月額25万×12月=300万(年間)  
 年間300万×1%=3万

住宅や自動車のような高額なものの購入がある場合は消費税の負担が著しく増加する可能性もありそうです。